

第1回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

議事次第

日時 平成19年9月27日(木)
13時～15時
場所 全国都市会館
3階「第2会議室」

1 開会

2 政策統括官（社会保障担当）挨拶

3 委員紹介

4 座長選任

5 議題

- (1) 社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯について
- (2) 現行の関連制度について
 - ・ 年金情報の確認や医療費通知等について
 - ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準
(内閣官房情報セキュリティセンターから説明)
- (3) ICカードについて(保健医療福祉情報システム工業会から説明)
- (4) 今後の検討の進め方について
- (5) その他

6 閉会

(配布資料)

- ・ 資料 1 - 1 「社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯」
- ・ 資料 1 - 2 「社会保障カード（仮称）に期待される役割」
- ・ 資料 2 - 1 「現行の年金手帳・被保険者証について」
- ・ 資料 2 - 2 「現行の年金記録情報の提供方法について」
- ・ 資料 2 - 3 「現行の医療費通知等について」
- ・ 資料 3 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」
- ・ 資料 4 「社会保障分野の情報セキュリティと IC カードの活用について」
- ・ 資料 5 「今後の検討スケジュール（案）」
- ・ （参考） 「年金手帳・健康保険証等の様式」

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日 政府・与党）において、年金の記録を適正かつ効率的に管理するとともに、常にその都度国民が容易にご自身の記録を管理でき、年金の支給漏れにつながらないようにするため、年金記録管理の在り方を抜本的に見直すこととされており、その一環として、社会保障カード（仮称）を平成23年度中を目途に導入することとされている。

また、本年7月26日にIT戦略本部が決定した「重点計画ー2007」において、年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす社会保障カード（仮称）を平成23年度中を目途に導入することを目指し、システム基本構想等について検討を行い、本年内を目途に結論を得ることとされている。

このため、年内を目途に社会保障カード（仮称）に関する基本構想を取りまとめる必要があることから、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が、有識者の参集を得て、本検討会を開催する。

2 検討事項

社会保障カード（仮称）に関する基本構想

- ・ 制度設計・基盤整備に関すること
- ・ セキュリティの確保・個人情報の保護等に関すること
- ・ 実施・評価・費用負担等の在り方に関すること
- ・ その他

3 検討会の構成

- (1) 委員の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、委員の互選により、座長を置くこととし、座長は検討会を総括する。
- (3) 検討会には必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 必要に応じて、検討会の下に作業部会を設置し、検討を効率的に進める。
- (3) 検討会の事務局を政策統括官付社会保障担当参事官室に置く。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 委員

（敬称略 50音順）

	大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科教授
座長	大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部経済学科教授
	高山 憲之	一橋大学経済研究所教授
	田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センター COML（コムル）理事長
	樋口 範雄	東京大学法学部教授
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	南 砂	読売新聞東京本社編集委員
	山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

※ オブザーバー：関係府省

社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯

○ 平成19年4月5日 「IT新改革戦略 政策パッケージ」（IT戦略本部）（抜粋）

（ア）国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現

実現のための方策

・・・希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための「健康ITカード（仮称）」の導入について2007年度中に検討し、結論を得る。

○ 平成19年5月15日 「医療・介護の質向上・効率化プログラム」

16. 健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討

【目標・指標】

・平成19年中を目途に、健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討を行い、結論を出す。

【政策手段】

○ 平成19年中を目途に、下記の事項について検討を行う。

- ・ 社会保障分野全体を視野に入れたシステムの基本構想づくり
- ・ 個人情報保護
- ・ 社会保障番号（仮称）の付番方法、カードへの登載方法、費用分担
- ・ 費用対効果

○ 平成19年6月19日 「基本方針2007」（閣議決定）（抜粋）

4. 質の高い社会保障サービスの構築

(2) 年金

・ コンピュータシステムの刷新や新たな年金記録管理システムの構築を図る。

(3) 社会保障の情報化の推進

・ 個人が自分の健康情報、年金や医療等の給付と負担等の情報を簡単にオンライン等で入手・管理できるとともに、社会保障に関する手続きを安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築を目指す。このため、「電子私書箱」（仮称）を検討し、平成22年頃のサービス開始を目指すとともに、「健康ITカード」（仮称）の導入に向けた検討を行い、平成19年内を目途に結論を得る。これらについては、密接な連携をとって一体的な推進を図ることとし、平成19年度内に、個人情報の保護等に留意しつつ、全体的な基本構想を作成する。

○ 平成19年7月5日

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(政府・与党)
(抜粋)

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

2. 「社会保障カード」(仮称)の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

○ 平成19年7月26日 「重点計画-2007」(IT戦略本部) (抜粋)

イ) 社会保障カード(仮称)の推進(厚生労働省)

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード(仮称)」を2011年度中を目途に導入することを目指す。その際、電子私書箱(仮称)の検討(後掲Ⅱ. 2. 2参照)と連携しつつ、希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための仕組みの導入に向け、システム基本構想等について検討を行い、2007年内を目途に結論を得る。

社会保障カード(仮称)に期待される役割

- 年金記録管理の在り方を抜本的に見直し、常にその都度、国民がご自身の年金記録を確認でき、年金の支給漏れにつながらないようにする。
- 他人に内容が見られないよう、十分なセキュリティを確保した上で、1人1枚の社会保障カード(仮称)を導入する。このカードは、年金手帳・健康保険証・介護保険証の役割を果たす。
- 希望者には、顔写真を添付し、身分証明書としても使用可能なものとする。
- 希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てることが可能となるようにする。

※ 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」
(平成19年7月5日 政府・与党)

※ 「重点計画-2007」(平成19年7月26日 IT戦略本部)

今後の検討スケジュール

- 10月 論点の整理
(2回程度を予定)
- 11月 保険者団体等との意見交換
・作業部会を設置し開催
(数回程度)
- 12月 基本構想のとりまとめ
(2回程度)